

危険物新聞

春の火災予防運動

2月28日—3月13日

今年も火災多発期を迎えた3月上旬、全国一せいに火災予防運動が展開される。

前期は車両防火に重点を置き、後期は一般火災予防運動が主眼である。

大阪市においては、とくに、一般家庭には家庭防火計画の確立、火災発生延焼防止を、又事業所に対しては、防火管理者の責務自覚の強調、消防用設備の拡充強化を重点目標に実施する。

受験者4,600名を超す

合格発表…3月6日（月）

大阪府では41年度第3回目の乙種危険物取扱主任者試験を、2月22日、23日、24日の午前、午後、延6回に分けて実施した。

今回は乙種第4類のみで、受験願書を提出した者は4,680名。

合格発表は3月6日（月）で、府庁及び府下各消防署に受験番号で掲示するとともに、合格者本人宛通知される。

各試験ごとの願書提出者数及び欠席者数は次のとおり

		申請者	欠席者
22日	午前	760名	24名
	午後	760名	41名
23日	午前	760名	22名
	午後	820名	22名
24日	午前	760名	15名
	午後	820名	38名

第158号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田宮興策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 9717, 5910
定価 1部20円

最近の通達

灯油小口販売用設備を緩和

最近、薪炭業者をはじめ灯油の小口販売業者が急増し、小量危険物取扱場で指定数量以上の危険物を貯蔵取扱うケースが目立ってきたので、政令基準の一部を緩和し、これらの事業所を合法的に営業させようとする意図で次のような運用基準が消防庁より都道府県宛通達された。

しかし、大阪市をはじめ二、三の消防機関ではこれが運用について目下検討中である。

屋外の販売取扱所運用基準大要

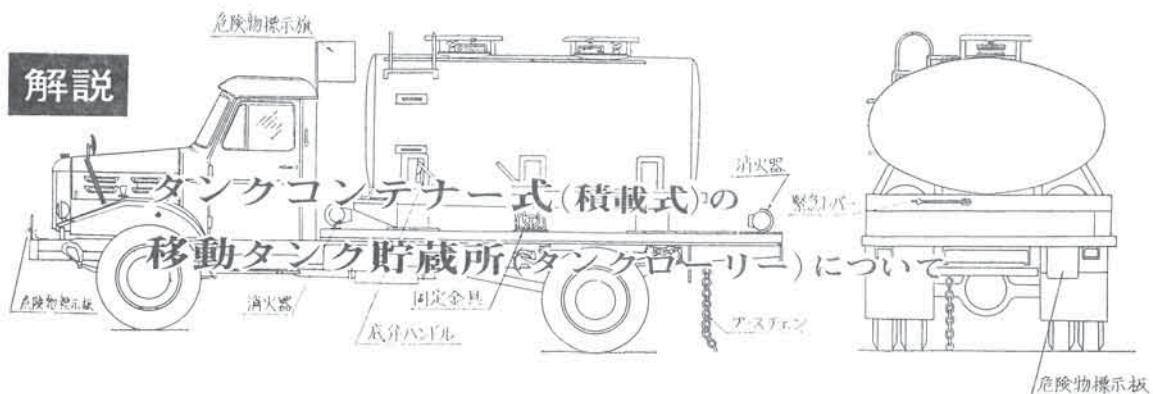
建築物外に設置する販売取扱所（他人住居、学校等からの保安距離や敷地内で保有空地の規制はない）は次による。

- ① 取扱うことのできる品目は、第2石油類（灯油類） 松根油、しょうのう油、テレピン油、第3石油類、動植物油類及び第6類。
- ② 指定数量の3倍以下、灯油は1,500ℓ以下。
- ③ 施設の構造はコンクリート舗装、ためますを設け周囲に防火塀をめぐらすこと。（詳細は消防機関に照会されたい）
- ④ 容器から容器への詰替えは差支えない。

小口詰替専用の一般取扱所運用基準大要

危険物の取扱いがもっぱら容器に詰替えるもので、かつ危険物を保有する設備が地下タンク又は簡易タンクである施設（地下タンクが簡易タンクで灯油を貯蔵保管し、需要量づつ容器に詰替え出荷するような場合）は、地下タンク又は簡易タンクを含めて一般取扱所として次により運用される。（この場合も保安距離、保有突地は原則として緩和される。）

- ① 取扱うことのできる品目は、上記、屋外の販売取扱所と同じ。
- ② 危険物の保有量は地下タンクの場合は指定数量の20倍以下（灯油で10,000ℓ）、地下タンク以外の場合は3倍以下。
- ③ 危険物の保有は容器、簡易タンク、地下タンクに限る。
- ④ 危険物を詰替える場所はコンクリート舗装等上記販売取扱所の③による。
- ⑤ 簡易タンク、地下タンクは原則として政令基準により又、地下タンクに注油設備を設ける場合は、給油取扱所の計量機の例による。



危険物の輸送手段としては、通常、一般貨物自動車にドラム等の容器を積載して行なう方法と自動車のシャシーにタンクを固定した、いわゆるタンクローリーによる方法がある。

前者による輸送は、その容器、積載方法等について消防法上種々の基準が定められて規制を受けてはいるが、事前に消防機関の許可や検査を受ける必要がなく、比較的簡単であるが、後者による輸送の場合には、移動タンク貯蔵所として消防機関の許可および検査を受けたものでなければ運行に供することができない。（道路運送車両に関する法令にも同様の規定がされている。）

従来のローリー車は、タンクが自動車に固定されているために、特定の危険物を輸送するための専用車としてのみしか使用することができないために、輸送頻度の高いガソリンや重油等の石油類輸送の場合はそれほど問題がないが、例えば、タンクによる危険物の輸送が期間的に短かい場合や品質の違う危険物を比較的少量づつ輸送する必要がある場合等に、専用ローリーを製作、購入することは経費の上からも勿体なく、またドラム等の容器で選ぶのは能率や経費の点でよくないという訳で、タンクを常時固定せずに輸送すを場合のみ固定する方法で認められるよう要望されていたが、国鉄のタンクコンテナによる危険物輸送が実現し、かつまた船舶によるタンクコンテナ輸送が計画されるに際して、この種の輸送の合理化を図るために、今回新たにタンクコンテナ式の移動タンク貯蔵所の基準が定められて許可されることとなり、昨年10月13日づけで消防庁から通達された。

危険物のタンクを一般貨物自動車に積載して輸送する場合の許可基準については、既に昭和35年7月

に定められており、既に一部では許可を受けて運行に供しているものもあるが、今回の基準はこれを大幅に改めて定められたものである。

タンクコンテナ式の移動タンク貯蔵所とは、タンク繫結装置を備えた通常の貨物自動車に、同じく繫結装置を備えたタンクを積載し（またはタンクをUボルトでシャシーに繫結する。）、それらを相互に結合して運行するもので、タンクを離脱すれば、その自動車は一般貨物自動車として危険物以外の荷物等をも運搬することができる構造のものである。従って、この式の移動タンク貯蔵所の利点を活用すると

- ① 一台の自動車の輸送回数を増すことによって、数多くのタンクの輸送ができる。
- ② タンクを離脱すれば、一般貨物自動車として幅広く利用できる。
- ③ タンクを鉄道または船舶によって遠隔地へ輸送できる。

等、従来の移動タンク貯蔵所では予想されなかったことが可能となってくる。従って、本号ではこのタンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可基準およびその運用について要点を説明することとした。

尚、タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の場合は、道路運送車両に関する法令による特殊車両のとりあつかいはされず、普通貨物自動車（1ナンバー）としてとりあつかわれる。

■ タンクコンテナーの構造基準

1. タンクコンテナの構造、設備は、従来のローリー車と同じく、危険物の規制に関する政令第15条第3号の規定中第2号から第10号までのすべての規定に適合するものでなければならない。（タンクの最大容量については、政令と異なる制限がされている。）

- ① タンクに収容する危険物の種類や品名は、特に制限されていない。従って、第6類の濃硫酸用タンクは勿論第4類の第1石油類用タンクも製作可能である。
 - ② タンクの容量は、第4類危険物(引火性液体)のうちで引火点が130°C以上のもの(以下「A危険物」という。)のタンクは6,000ℓ以下、それ以外の危険物(以下「B危険物」という。例えば、第1石油類や第6類危険物等)は4,000ℓ以下とする。
 - ③ 一台の自動車に同時に積載できるタンクの数は制限がなく、二基以上のタンクを同時に積載してもよいが、積載量の合計が②で述べた数量をこえてはならない。なお、タンク一基の容量が、指定数量未満である場合もありうる。
 - ④ A危険物のタンクとB危険物のタンクを同時に積載する場合は、 $\frac{A\text{危険物の量}}{6,000\ell} + \frac{B\text{危険物の量}}{4,000\ell} \leq 1$ となるようにする。
 - ⑤ タンクを自動車のシャシーフレームにUボルトまたは繫結装置によって繫結できること。従って、タンクに受台、脚、ステー等を溶接し、またはボルト締めによって強固にとり付け、これらの受台、脚、ステーなどをシャシーに繫結できるような構造のものでなければならない。なお、ロープ、ワイヤー等を用いて荷台にタンクをくくりつける構造のものは認められない。また繫結装置としては、4カ所結合、2カ所結合等が考えられるが、いづれの場合も積載タンクに十分耐えられる強度のものが要求される。なお、国鉄の貨物コンテナの繫定装置と同等程度のものであれば支障ないとされている。
- (注) 国鉄コンテナの自動車繫定装置は東急車両と日本通運の共同パテントになっているので、類似のものを使用する場合は注意すること。

■ 設置許可、変更等の手続

2. タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所を運行させるための手続は、従来のものと同様に消防法第11条第1項の規

定による消防機関の許可および検査を受けなければならぬ。昭和35年に定められた基準では、積載するタンクの数に応じて許可を受けることとされていたが、今回の基準では一台の自動車に対するタンクの数に關係なく、自動車の数に応じて許可を受けることとなっている。すなわち、自動車が一台であれば一申請一許可、二台であれば二申請二許可とされている。なお、例えば

- ① 一台で同時に二基のタンクを積載できる自動車の場合、最初から二基以上のタンク(例えば四基)を製作して許可を受けることができる。または
- ② 最初二基のタンクとして許可を受けておき、後日、別に二基のタンクを追加製作する場合に変更の許可を受けることとしてもよい。しかし
- ③ 一台の自動車で輸送できるタンクの数には限度があるので、タンクの数が多くなり、そのため自動車の台数を増加する場合は当然一台ごとに新たに許可を受けなければならない。
- ④ 許可を受けた自動車が二台以上ある場合は、タンクは相互に積み替えて輸送することができる。しかし、これが認められるのは次の条件に合致している場合である。
 - イ. タンクの材質、容量、繫結装置等に同一性があること。つまり同一のタンクであること。
 - ロ. 自動車の許可行政庁(消防機関)が同一であること。(許可行政庁が同一でない場合は変更の許可を要することとなるが、このような場合は例外的と考えられるので、ここではくわしくは触れないことにする。)
- ⑤ タンクには一基ごとに、貯蔵する危険物の類、品名および最大数量を表示するとともに、許可行政庁名の略称、設置許可番号等を記入することになっている。

■ 品名、数量変更の手続

3. この移動タンク貯蔵所では、タンクを積載するたびに貯蔵する品名や数量が変る場合が予想される。例えば、

株式会社
スタンダード石油大阪発売所

ESSO

取締役社長 松村喜美
本社 大阪市西区駅4丁目70番地
TEL (443)-1271(代表)
桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8
TEL (461)7186
L.P.G長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通93-39
TEL (928)5788 (351)1752-5044

【サービスステーション・電話】

道頓堀	堀(21)5747	南堀江	(51)6325	豊中本町	(52)1677	蒲生	(33)4893	千里	(34)4220
松島	島(53)3097	三國	(31)1290	生駒	玉(71)4622	新町	(51)3455	粉川町	
空心	町(22)3988	国	(33)8150	鞍	(43)1270	玉	(31)1765		
帝塚	山(22)6070	阪	(21)6849	西	町(41)2706	玉田	(33)0084	海老江	(31)6890
長居	居(31)9225	豊中セントラル	(53)2595	高井	他53カ所			箕面	

午前中第1石油類のタンクを輸送し、午後同じタンクによって第2石油類を輸送する場合や、第4類危険物のタンクを輸送した自動車が翌日、第6類危険物のタンクを輸送するというような場合である。

このような場合は、移動タンク貯蔵所の許可申請をする際に、積載することが予想されるすべての品名、数量（同時に積載できる最大数量をいう。）を申請書に記載しておき、許可を受けておく必要がある。しかし、許可を受けた後にこのような品名、数量の変更が生じたときは、①予想されるすべての品名、数量を②危険物の規制に関する規則第7条の2に定める様式によって③変更する10日前までに④許可を受けた消防機関に届け出る必要がある。このような手続を済ませている場合は、承認された危険物のタンクを自由に積替えたりして積載することができる。しかし

① 品名、数量の変更の届け出が受理される場合は、既に許可を受けているタンクについてであり、新たにタンクを製作したり、または他の行政庁で許可を受けているタンクを積載するような場合は、届け出は受理されない。このような場合は、前述したごとく、消防法第11条第1項による変更の許可を受ける必要があり、その申請の際に変更する品名、数量を申請書に記載しておけばよい。

② 同一のタンクに貯蔵する品名が度々変わらるような場合は、類を異にする危険物の場合は、原則として許可されない。）、危険物の性質に応じた十分な注意をするとともに、タンクに表示する品名、数量はその都度書き替えるか、または差し替え可能の金属板（概ね0.3メートル×0.6メートル以上のもの）による表示をしなければならない。

■ コンテナタンクの積み下し

以上、タンクコンテナ式移動タンク貯蔵所の許可基準について述べたが、実際にこれらタンクによる危険物輸送を行なう場合に考えておかなければならぬものとして、

① この種のタンクコンテナの自動車、貨車または船舶

への荷積み、荷下しの場所は、どのように規制を受けるか。

② この種のタンクコンテナを工場等のあき地に置いて、逐次危険物をとり出し、空になるまでその状態を続けることは認められるか。

という問題がある。

①の場合は、危険物を貯蔵したタンクそのものの荷積み、荷下しの作業および荷積み待ちは、時間的にも短かいのが普通であるから、その場所は別に規制を受けない。しかし、相当時間（半日以上）同一場所にタンクをとどめるときは、当然に消防法第10条ただし書（仮貯蔵仮取扱）の適用を受けることとなるので、所轄消防署長の承認が必要となる。なお、タンクを自動車に積載したままで危険物を出し入れする場合の規制は、従前の移動タンク貯蔵所の場合と同じである。

②の場合は、現段階では認められないとされている。移動タンク貯蔵所とは、本来タンクによる危険物の移送を目的としたものであり、タンクコンテナ式の場合はこの移送の合理化を図るために特殊な構造のものを認めたこととなったのであり、この種のタンクを地上または屋内に継続常置し、あたかも屋外タンク貯蔵所や屋内タンク貯蔵所と同様の使用目的に供するために認められたものではない。従って、消費場所にはそれぞれ消防法に定める専用の貯蔵タンク等を設置し、タンクコンテナは当該貯蔵タンク等への危険物の補給手段としてのみに使用されるべきものとされている。しかし、かかるコンテナ式タンクが認められることとなると、それが多分に容器的性格を有していることも事実であるため、将来その設置場所および附帯設備の基準が定められることによって地上における使用も認められることとなるやも知れないが、現段階ではあくまでも憶測に過ぎない。

〔本稿は、昭和41年10月13日づけ自消丙予発第129号都道府県消防主管部長あての消防庁予防課長通達によるとともに、大阪府消防救助課の意見を聴いてまとめていたものである。〕

一流メーカー品ばかりそろう

ヤマト式消火器

能美式自動火災警報設備

サンヨー式誘導灯

斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電 (351) 9651
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電 (971) 5636
 神戸営業所 神戸市大浜北町2-62 電 (2) 3562
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電 (461) 3163



真弓興業株式会社

保安器具の紹介 ⑤

ガス濃度測定器・防毒マスク

近年大気の汚染、河川や海面の汚濁がひどく、特に大都市周辺や工場の密集地域においてその傾向が顕著である。この外車輛の排気ガス等と社会生活は危機にさらされ、このままでは過ごさない実状に、今や政府をはじめあらゆる公共団体が公害対策に施策を練り、この問題解決に努力している。

この中にあって化学工場では石油化学をはじめ化学薬品による有害物の放出または流出は危険度が高く、化学工場に働く人や周囲に与える影響も大きいはずである。

これら危険物質は色々とあろうが、そのうち有毒ガスまでは蒸気について危険を予測し、危害を防止するための数種の測定器、防毒マスクを紹介することとする。

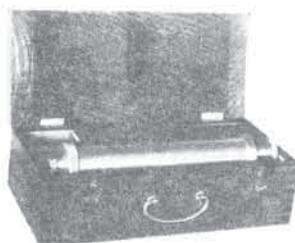
<ガス検知器>

測定が容易で直ぐに測定結果が得られる北川式ガス検知器が広く識られている。この検知器はガス中毒、ガス爆発、自然発火、触媒中毒などの災害防止のため鉱山、炭鉱製鉄工場、化学工場、ガス工場など広く使用され効果を上げている。

本番はガス採取器、ガス検知管、濃度表および温度補正表からなっており、吸引送入法とその改良型である真空法の二種類がある。

吸引送入法は一定量の試料ガスを一定時間に等速度で検知管に吸引または送入する方法である。(第1図)

真空法は採取器のピストン柄を一気に引くだけで自動的に試料ガスが検知管を通じて吸引される方法であり、内部の吸入ポンプを取りはずすと吸引、送入法として用いることができる。(第2図)



(第1図)



(第2図)

測定方法はいづれも検知管(細いガラス管)の両端を切り取り、ガス採取器に取り付け試料ガスを通すことにより検知管の中にある検知剤が着色し、その着色した度合いを濃度表に合わせてガス濃度を求める。

検知管には測定しようとするガスまたは蒸気の種類に応じて各種のものが用意されているとともに、着色剤の変色した長さ(着色層)で測るもの(以下に示すガス以外の全てのガス)、標準色との比色によって測るもの(一酸化炭素、飲酒、青酸ガス)、検知剤が標準色に着色するまで通した試料気体の体積によって測るもの(プロパン)および標準線に到達するまで通した試料気体の体積によって測るもの(酸化エチレン)等があり、測定気体の種類、測定の目的等により適当なものを選んでしなければならない。これら検知剤の有効保存期限は、その種類によって異なるがベンゼン、トルエン用においては2カ月程度で最も短かく、長いものでも半年くらいである。(メーカー光明理化学工業KK代理店岩谷産業KK)

<防毒マスク>

各種の有毒ガスや蒸気は濃度の高い時は急激に人体に害を与え低濃度でも永くその中で働いているような人は知らず知らずのうちに健康を害し、慢性中毒のいわゆる職業病にかかったり、死に至るような恐しい例もめずらしくない。ガスまたは蒸気はその種類によって、許容濃度又は曝露限度(有毒物のある環境で毎日作業を続けても急激な中毒はもちろん、将来病気や機能障害の原因とならない有機物の環境最高濃度)が定められており、そのような所ではその濃度以下でなければならないので、有毒ガスまたは蒸気の発生しないような設備をし、充分な換気ができるよう考慮されている。しかし、それら安全設備の故障や事故時に

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の
消
火
器
一
器
ブ
ス

ケミカルホース
炭酸ガス
エアホーム
消火装置

株式会社
三和商會
斎田式救助袋
〔イケミカルホース
近畿地区代理店〕
大阪市西区江戸堀北通二丁目八
TEL大阪(43)二四五六九八
〔代理店〕

多量の有機物の出ることも予想されるので、そのような危険のある工場、作業場では予め防毒マスク等の準備をし、それら災害に対処できるよう心掛けておくべきである。

防毒マスクの種類には、マスクと吸収缶との連結管の有無によって分類される。

a) 隔離式防毒マスク（高濃度用防毒マスク）

全面形、半面形、口片形とがあり、覆面と吸収缶とが蛇腹状の連結管で連結され有毒ガスの濃度が0.5～2%のところや毒性が大きく、使用時間の長い場合や救急用に適し、直結式に比べて防護能力、寿命ともにすぐれている。（第3図）



(第3図)

b) 直結式防毒マスク（中濃度用防毒マスク）

全面、形半面形、口片形とがあり、本体に吸収缶を直結したもので有毒ガスの濃度が0.1～0.5%のところや毒性が小さく、使用時間の短い場合または吸収缶の交換の容易な際に使用される。（第4図）



(第4図)

c) 直結式小型防毒マスク（低濃度用防毒マスク）

全面形、半面形とがあり、直結式防毒マスクと同じであるが少し小型化され、有毒ガスの濃度が0.1%以下のところや刺鼻臭のある場合に使用される。

全面形とは目、鼻、口の顔面全部を覆うものをいい、目鼻に刺激のある場合に用いるが眼ガラスは少しの衝撃に刺激のある場合に用いるが眼ガラスは少しの衝撃にも耐えられ、曇りを防ぐ防曇装置が付いていること等が必要である。

半面形とは一般に口覆式またはハーフマスク或いはレスピレーターと称され、鼻と口だけを覆うものである。

口片形とはマウスピースを口中にくわえ、鼻穴から呼吸しないようにノーズクリップで鼻を狭むことができたも

のである。

吸収缶の有効存保期間は約2年である。

一般に上記のような吸収缶を持つマスクはガス濃度がある限界以下で、酸素不足を伴なわないとき、極く短時間の作業に限って用いざという制限を守る必要があつてどんな所に入つても安全だというわけではない。

事故などのとき、有害ガス濃度が不明の場所に入るときにはこのマスクでは危険でこのようなときは酸素マスク、送風マスク、ホースマスク等が使われる。

送風マスクは手動式又は電動式ふいごよりホースを通じ作業者に風を送る形式のマスクである。（第5図）

ホースマスクはエアコンプレッサーからの圧縮空気を空気調節弁で適量に調整し、空気清浄器に導き沪過された清浄空気を吸氣する。

酸素マスクは新鮮空気源が離れていてホースマスクが使えないとき、特に直接生命の危険があるような場所に入るときに用いる。（第6図）

これらとても吸収缶を持つマスクと同様それぞれの使用条件の限界があることはいうまでもない。（メーカーKK重松製作所川崎航空機工業KK、代理店岩谷産業KK）

なお有毒ガスの種類によっては、人体の皮膚より浸透し害を及ぼすものもあって、肺呼吸の手段が完全であるからということだけ安心することはできないので、有毒ガス発生危険のある場所では常に考えられるあらゆる災害に対処できるような準備が必要である。



(第5図)



(第6図)

質疑応答欄

住所変更に伴う免状書換え手続き

〔質問〕 現住所が変わった場合免状の書換え申請がいるようですが、その手続き方法についてお教えて下さい。

〔回答〕 現住所変更による書換申請でもいろいろの場合が考えられますので、それぞれのケースについて説明します。

①免状が交付されている地域内の住所変更（例えば、勤務地が大阪市、住所が兵庫県尼崎市で大阪府知事より免状を交付されている者が、住所を大阪府茨木市に移転）した場合は次による。

- ・書換申請先 大阪府消防救助課
- ・必要書類等 ▷免状 ▷書換申請書（乙種で2種類以上のときはその枚数）…消防救助課又は大阪府危険物品協会連合会にあり ▷住民票 ▷手数料1種類につき100円 ▷印鑑

②大阪府の免状が交付されている地域内で、市町村合併に伴う住所の市町村名が変更した場合（例えば、布施市河内市、枚岡市が東大阪市と改称されたとき）は次による。

- ・書換申請先 大阪府消防救助課
- ・必要書類等 ▷免状 ▷書換申請書 ▷印鑑

③大阪府の免状が交付されている地域内で、地名番地表示に基づき住所が改称された場合（例えば大阪市城東区放出町1002番地が、城東区放出町中1丁目25番地と改称されたとき）は次による。

- ・書換申請先 大阪府消防救助課
- ・必要書類等 ▷免状 ▷書換申請書 ▷住民票 ▷印鑑

④大阪府の免状を交付されている者が他地区へ移転した場合（例えば奈良市に居住し、大阪府大東市に勤務していた者が、神奈川県川崎市内の事業所に転勤、東京都内に移転した）場合は次による。

- ・書換申請先 神奈川県又は東京都消防主管課
- ・必要書類等 ▷免状 ▷書換申請書 ▷住民票 ▷印鑑 ▷手数料100円 ▷その他写真、履歴書等必要とすることがある。

⑤他府県より大阪府内へ移転した場合（例えば東京都より大阪府内に転居又は転勤した）は次による。

- ・書換申請先 大阪府消防救助課
- ・必要書類等 ▷免状 ▷書換申請書 ▷住民票 ▷履歴書、写真 ▷印鑑 ▷手数料100円

タンク注入口の掲示板

〔質問〕 最近タンクの注入口に掲示板が必要ようですがどういうものか教えて下さい。

〔回答〕 一昨年の法改正時にもうけられたもので、政令第11条第10号、第12条第9号、第13条第9号及び規則第18条に規定されています。大要は次のとおりです。

▷引火点21°C未満の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクの注入口には見やすい場所に次のような掲示板を掲げること。

- ・大きさは巾300mm以上、長さ600mm以上
- ・地色は白色
- ・記載事項は屋外貯蔵タンク注入口又は屋内貯蔵タンク注入口又は地下貯蔵タンク注入口

危険物の類別、品名及び注意事項（例えば第4類の場合は火気厳禁）

- ・記載文字の色は黒色、ただし注意事項のみ赤色
- なお、注入口がタンクの直近にあって、そのタンクの注入口であることが明らかである場合、関係者以外の者が出入しない場所にある場合には掲示しなくとも差支えない。又、2以上の注入口が1カ所に群をなして設置されている場合は、その注入口群に1掲示板を掲示すればよい。その場合、2以上の品名が該当するときは、当該2以上の品名を表示すること。

タンクローリーのアース

〔質問〕 移動タンクから油を他のタンクへ注入する場合に接地装置をもうけるよう聞きましたが政令の何条に規定されていますか。

〔回答〕 ご質問の接地装置は構造設備基準ではなく取扱基準で規定されています。すなわち政令第27条第3号です。

静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物を移動タンクに入れ、又は移動タンクから出すときは導線により移動タンクと接地電極等間を繋結して接地しなければならない。

静電気が発生するおそれのある液体とは水溶性を除く第4類甲種危険物がほぼ該当するものと思われる。すなわち固有抵抗が $10^6 \Omega\text{-cm}$ 以上のものについて接地すればいいでしょう。

なお接地電極には水道管、鉄骨等を使用されても結構です。

吹田市 協会では主任者試験を目前にひかえた2月20日、模擬テストを行なった。

東大阪市 吹田市府民信用組合で、82名参加のもと、1時～4時までテスト、復習をし、実力を養成した。

東大阪市 東大阪市消防本部、西、中、東消防署発足

東大阪市発足に伴い、消防機関も統合され本部は、東大阪市消防本部となり、旧布施市、河内市、枚岡市消防署はそれぞれ西、中、東消防署と改称されることになった。新消防署及び署長は次のとおり。

東大阪市消防本部(東大阪市御厨、旧布施市消防本部)

▷ 本部長 消防正監 池内幾久

東大阪市西消防署(木部と同じ)

▷ 署長 消防司令長 竹本好治

東大阪市中消防署(東大阪市岩田町、旧河内市消防署)

▷ 署長 消防司令長 武田正信

東大阪市東消防署(東大阪市旭町、旧枚岡市消防署)

▷ 署長 消防司令長 田中正司

なお、三市協会は当分従前通り。

免状書換申請 大阪府消防救助課、東大阪市消防本部では、東大阪市内居住の取扱主任者に対し、免状書換申請をするようPRしている。書換の要領は本号7頁記載事項を参照されたい。

河内長野市 取扱主任者安全講習会を1月12日市民会館で催した。

当日、府より杉山主査を招へいし、関係法令の解説、危険物火災の現況等講習、又主任者バッジを全員に配布した。なお新たに10名の主任者が加入し、危険物取扱主任者部会は60名となった。



編集後記

> 最近、灯油をはじめ危険物による火災がめだっている。しかも焼死傷をともなって…。



その発生場所をみると、殆んど一般家庭が多く、事業所関係は極端に少い。

> 防火管理者、危険物取扱主任者の目にみえぬ努力がその辺にうかがわれてうれしいが、一步前進して家庭にまでも防火管理のありかたを推進してもらいたいものだ。



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました！



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

消防ポンプから家庭用消火器まで!
消防機器の総合メーカー



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
フレーン車



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区服見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡